

2020 年 4 月 1 日

新型コロナウイルス感染拡大に伴う

ガス料金の特別措置について

町田ガス株式会社
株式会社ジョイン

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げますとともに、生活に影響を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

町田ガスグループでは生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」「総合支援資金」の特別措置に基づく貸付を受けたお客さま等で、お客さまから弊社にお申し出があった場合にお支払いの猶予等を検討させていただきます。

1. 特別措置の貸付を受けたお客さま

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、緊急小口資金又は総合支援資金の貸付を受けた方で、一時的にガス料金のお支払いが困難な状況にあるお客さま。

2. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けたため、ガス料金のお支払いに遅延が発生する可能性があるお客さま。

上記のお客さまにつきましてはお申し出により、ガス料金のお支払い猶予やガスの供給停止等をお客さまの置かれた状況を考慮し柔軟に対応いたします。

お問い合わせ先

お客さまの各担当営業所までお問い合わせください。

本社営業所	電話：042-791-1411	平日 9：00～17：00
相模営業所	電話：042-774-1271	平日 9：00～17：00
神奈川営業所	電話：045-921-2611	平日 9：00～17：00
埼玉営業所	電話：04-2954-6708	平日 9：00～17：00
(株)ジョイン	電話：046-225-4751	平日 9：00～17：00